

森を守るために

誰も見ていないから、ごみを捨ててしまおう・・・
森林を守るために、手を加えずに、自然のままにしておけばいい・・・
そう思いませんか？

森林のはたらき

人々に安らぎを与え、多様な動植物を育む・・・私たちは、知らないうちに森林から多くの恩恵を受けています。

◆水を守り、土と山を守る

葉や木や根、そして地面に落ちた腐葉土などに水を貯めることにより、洪水や土砂崩れを防ぎます。

また、雨水が浸透し地中を通過する際、フィルターのよう働きによって水を浄化しています。

◆地球の大気を守る

空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を排出することで地球温暖化を抑制します。

◆生物の多様性を守る

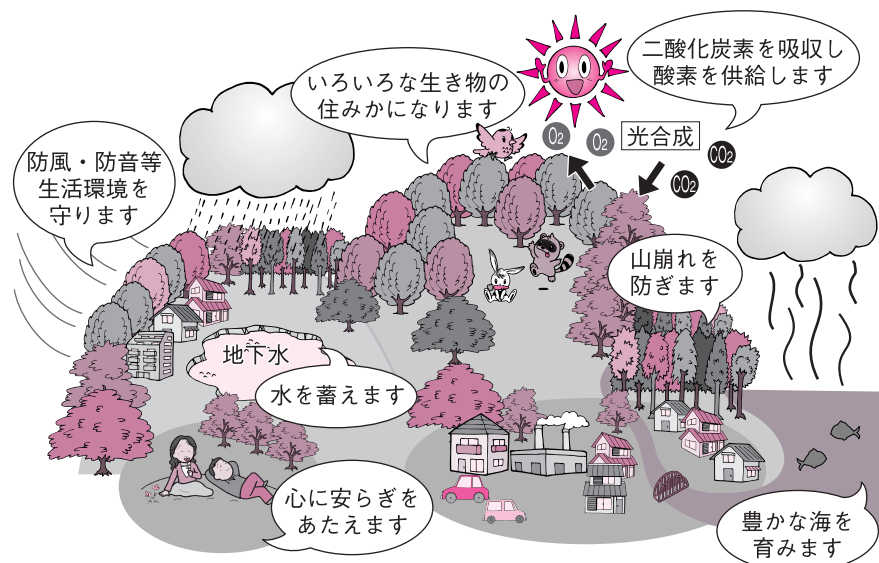
微生物から動植物まで、多種多様な生命を育み、貴重な遺伝子資源を守っています。

◆快適な環境をつくる

様々な汚染物質や騒音を吸収するなど、快適な環境を提供しています。

◆人に安らぎを与える

森林を歩くと、木々の緑などの美しい景観に心が安らぎ、小川のせせらぎや小鳥のさえずり、木々の香りを感じるなど、五感を通して私たちをリラックスさせてくれます。



また、森林浴をすることにより、街中をウォーキングするよりも血液の中の免疫細胞が活発化します。血液中には、がん細胞やウイルス感染細胞に対する免疫機能をもつナチュラル・キラー（NK）細胞が含まれています。森林浴は、このNK細胞の活性を高め、NK細胞が放出する抗ガンタンパク質も増加させることから、生体の抗ガン能力などを高めると考えられています。

このように「美しい森林」は、私たちにさまざまな恩恵をもたらしてくれています。
しかし、最近「森林が荒れている」と言われています。全てがそうではないにしても、多くの場所で問題となっています。

森林を守り、育てる

森林は、単に苗木を植えるだけでは成長しません。豊かな森林を成長させるためには、植栽した木がある程度に成長するまで雑草などを取り除く下草刈りや、過密になった木を間伐するなど、こまめに「人の手」を加えることが必要なのです。

また、森林を育てた人が収穫した時の収入でもう一度苗木を植えることができるようになれば、森林は今後も育てられ、維持され続けていきます。



森のクイズ

Q1. 日本で年間消費されている割り箸はどのくらい？

- ①13億膳 ②65億膳 ③250億膳

Q2. ガムなどに入っている甘み成分で、木からとれるものは何？

- ①ブドウ糖 ②キシリトール
③ヒノキチオール

Q3. 日本人が使っている木材の何割を自給できている？

- ①約2割 ②約3割 ③約6割

Q4. 日本には何種類の樹木がある？

- ①約100種類 ②約400種類
③約900種類

Q5. プロ野球選手のバットとして、よく使われる材料は何？

- ①ヒノキ ②アオダモ ③アカカシ

● 答 え ●

Q1. ③ 江戸の後期から使われており、年間の使用量は一人当たり約200膳になります。

Q2. ② キシリトールは、ブナ・カバの木から抽出されます。

Q3. ① 平成16年の木材自給率は約2割(18.4%)です。8割以上を輸入に頼っています。

Q4. ③ 日本にある植物は約5,500種で、そのうち樹木は約900種です。内訳は、広葉樹が約800種、針葉樹が約70種です。

Q5. ② アオダモは、モクセイ科トリネコ属の落葉広葉樹です。弾力性に富み強靱な木材で、バット材として優れた性質を持っています。

「美しい森林」を育てる「緑のボランティア」

常陸大宮市内では、森林の荒廃を防ぎ、美しい森林を残すために、次のような森林の整備が行われています。

尺丈山「百樹の森」整備活動

ボランティア協議会と一般の方によって尺丈山「百樹の森」の植栽や間伐、下草刈りなど、整備活動を行っています。



「おがわふれあいの森」森林ボランティア活動

グリーン協議会や常陸大宮市森林組合職員、県内外の方によって「おがわふれあいの森」内の下草刈りや、枝打ち、つる切り、間伐などの森林づくり活動が行われています。

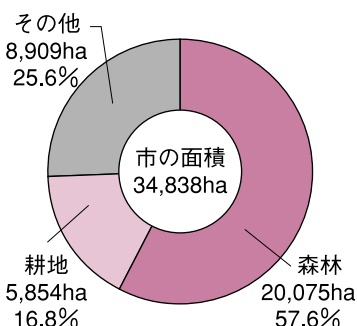


「ピジョン美和の森」植樹活動

茨城森林管理署、常陸大宮市役所、美和木材協同組合、地元自治会等の協力を得ながら、毎年「ピジョン美和の森」に植樹が行われています。



常陸大宮市の森林



私たちの市は、総面積の約6割が森林となっています。山には、天文台やログキャビン、絶景ポイント各所の展望台やハイキングコースなどが整備され、大自然との一体感を満喫することができます。

(固定資産概要調書より)

農林業を支援しています！！

— 農地の貸し借りをしたいとき —

農地の規模縮小又は、離農を考えている農家から農地を借り入れて、規模拡大を図る農家へ貸し付けができます。

○対象区域

市における農業振興地域の区域

○小作料

農業委員会が定める標準小作料をもとに、当該農地の条件等を勘案して算定します。

○農地を借りる場合の条件

- ①認定農業者に優先的に貸し付けます。
- ②農業に従事する16歳以上65歳未満の方
- ③農地借入れ後、一定面積を超えること

■問い合わせ先■

財団法人 常陸大宮市農業公社
☎52-1111 内線216

— 野菜を作りたいけど畑がないとき —

野菜や花を育てるための小規模農園を利用することができます。

○利用条件

市内外を問わず誰でも利用できます。

○場所

大宮東部コミュニティセンター敷地内
(常陸大宮市小倉)

○面積

1区画36㎡

○使用料金

1区画あたり年間5,000円

○使用期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日まで
(年度途中からでも使用できます。)



— 間伐するための道路がほしいとき —

森林の間伐や木材搬出のために必要な作業道を整備する方を対象に補助します。

○補助対象事業

次のいずれかの間伐作業道を開設する場合となります。

- ①全幅員3mで敷砂利2mの作業道
- ②全幅員2mで敷砂利なしの作業道

○事業の流れ

事業を実施する場合は、常陸大宮市森林組合での手続きが必要となります。

間伐するための道路がほしい方
(事業申請者)

常陸大宮市森林組合に申請

常陸大宮市森林組合が事業を実施

事業完了

常陸大宮市森林組合に精算

*注意事項

- ・市からの補助金は、事業申請者ではなく、常陸大宮市森林組合に直接交付されます。
- ・事業申請者も費用を負担する必要があります。

■問い合わせ先■

常陸大宮市森林組合 ☎58-2004

ご存知
ですか？

田んぼや畑に家を建てる時は 届けが必要です

農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定し、優良農地の確保・保全を図っています。

このため、農用地区域内の農地（田・畑）を農地以外の土地に変更する場合には、農用地区域からの除外手続きが必要になります。

○事業内容

常陸大宮市では現在、農業振興地域整備計画の見直し作業を行っており、5地域ある農業振興地域整備計画を「常陸大宮農業振興地域整備計画」に1本化する予定です。

これに伴い、農用地区域からの除外及び用途区分の変更の申請を受け付けます。

○平成19年の農用地利用計画変更申請受付予定

協議会開催月	申請書受付期限
9月	8月31日(金)
12月	10月31日(水)

○農用地区域からの除外等申請の凍結期間

平成19年11月～平成20年5月

※作業の進捗状況により変更する場合があります。

*注意事項

凍結期間中は、除外手続きができなくなりますので、農用地内の田畑を農用地以外の目的で使いたい方は、早めに除外申請をお願いします。



問い合わせ先

本庁農林課 ☎52-1111
農林振興係 内線202 農林整備係 内線204
各総合支所経済課

山 方 ☎57-6811

美 和 ☎58-3851

緒 川 ☎56-3993

御 前 山 ☎55-2114



— 農業用使用済ビニール等を処分したいとき —

産業廃棄物である農業用使用済プラスチック類の処理は、排出者（農家）自らが適正に処理することが法律で定められています。

市では、常陸大宮市農業用使用済プラスチック適正処理協議会を通じて年1回、回収しています。

○回収料金

(1) 登録料 1,000円/戸

(2) 処理料金

① 農業用使用済ビニール

10kgあたり 40円(※)

② 農業用使用済ポリエチレン等

10kgあたり 170円(※)

※金額はH18実施時の参考価格です。

*注意事項

回収は来年2月頃を予定していますので、それまで適切な管理をお願いします。

■問い合わせ先■

常陸大宮市農業用使用済プラスチック適正処理協議会

J A茨城みどり営農指導課

☎52-4510

— いのししなどの被害に困っているとき —

いのししやハクビシンなど獣類による農作物の被害を防止するために、電気牧柵・トタン板・金網を購入した方に対して補助を行っています。

○補助額

資材費の2分の1以内(補助の上限は、25,000円)

*注意事項

資材を購入する前に、補助金交付申請書を提出してください。

— 家を新築・増築したいとき —

林業の振興と地域産業の育成のため、地域材を使用した住宅を建設した方に対して助成を行っています。

○助成要件

次の要件を全て満たすことが必要です。

① 市内に住宅を建設し、工事完了後速やかに入居できること

② 市内の建設業者が施工する住宅であること

③ 市税を滞納していないこと

④ 床面積60㎡以上で自らが居住するための新設又は増築の住宅であること

⑤ 県内で生産かつ加工された木材で市長が指定する機関が認める木材を1/2以上使用すること

○助成額

1㎡あたり5,000円(助成の上限は、600,000円)

*注意事項

・改築は助成の対象外です。

・必ず工事着手日の前日までに補助金交付申請書を提出してください。